

## 八十二「法人向インターネットバンキング」ネットE B利用規定 新旧対比表

(下線部：改定箇所)

| 改定前  | 改定後   |
|--|---|
| <p>第1条 (サービス内容)</p> <p>(1) 本サービスは、インターネットに接続可能な当行所定の情報機器 (以下「端末」という) を使用した本サービスの契約者 (以下「契約者」という) からの依頼にもとづき、次のア～キに掲げる各種取引等が実施できるサービスです。</p> <p>ウ. 一括伝送サービス</p> <p>(ア) 総合振込サービス</p> <p>(イ) 給与振込サービス</p> <p>(ウ) 地方税納入サービス</p> <p>(エ) 自動集金サービス</p> <p>(オ) ワイドネットサービス</p> <p>(カ) 経費精算振込サービス</p> <p>(キ) 株式配当金振込サービス</p> <p>(ク) 外部データ送信サービス</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 財形データ送信サービス</p> <p style="padding-left: 20px;">b. 一括ファクタリングデータ送信サービス</p> <p>(新設)</p> | <p>第1条 (サービス内容)</p> <p>(1) 本サービスは、インターネットに接続可能な当行所定の情報機器 (以下「端末」という) を使用した本サービスの契約者 (以下「契約者」という) からの依頼にもとづき、次のア～キに掲げる各種取引等が実施できるサービスです。</p> <p>ウ. 一括伝送サービス</p> <p>(ア) 総合振込サービス</p> <p>(イ) 給与振込サービス</p> <p>(ウ) 地方税納入サービス</p> <p>(エ) 自動集金サービス</p> <p>(オ) ワイドネットサービス</p> <p>(カ) 経費精算振込サービス</p> <p>(キ) 株式配当金振込サービス</p> <p>(ク) 外部データ送信サービス</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 財形データ送信サービス</p> <p style="padding-left: 20px;">b. 一括ファクタリングデータ送信サービス</p> <p><u>(ケ) 一括口座確認サービス</u></p> |

第 11 条 (振込・振替サービス)

(新設)

第 12 条 (一括伝送サービス)

(1) 一括伝送サービスの内容

一括伝送サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、総合振込・給与（賞与）振込・地方税納入・自動集金・ワイドネットサービス・経費精算振込・株式配当金振込・外部データ（財形・一括ファクタリング）の各データを一括して伝送できるサービスです。

(新設)

第 11 条 (振込・振替サービス)

(6) 振込サービスにおける受取人口座名義の自動表示

振込サービスについて、当行所定の時間においては、振込先の金融機関名・支店名・預金種類・口座番号の指定に基づき、受取人口座名義をサービス画面上に自動表示します。

なお、一部の金融機関への振込は、自動表示の対象外となります。

また、受取人口座名義の自動表示の後、契約者が振込を中断した場合、受取人口座名義の不正取得防止のため、当行は自動表示機能を停止することができるものとします。

第 12 条 (一括伝送サービス)

(1) 一括伝送サービスの内容

一括伝送サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、総合振込・給与（賞与）振込・地方税納入・自動集金・ワイドネットサービス・経費精算振込・株式配当金振込・外部データ（財形・一括ファクタリング）・一括口座確認の各データを一括して伝送できるサービスです。

(10) 一括口座確認サービス

ア. 一括口座確認サービスの内容

一括口座確認サービスは、当行所定のサービスタイプの契約者が、一括伝送サービスの総合振込・給与（賞与）振込について、振込先名義の正誤を事前確認できるサービスです。

(ア) 当行は、当行所定の預金種目を対象として契約者が当行所

|  |   |
|--|---|
| <p><u>(10) 承認時限</u><br/>第 21 条 (サービス利用料等)</p> <p>(2) 当行は本サービスの利用手数料について、新設あるいは改定する場合があります。ただし、実施の 30 日前までに、当行所</p> | <p><u>定の方法で確認依頼したデータについて、振込先名義の正誤の照合を行い、契約者は所定の方法で照合結果を確認できるものとします。</u></p> <p><u>(イ) 依頼データの受付は、毎営業日正午に締切り、翌営業日 16 時までに結果を確認いただけます。</u></p> <p><u>(ウ) 確認依頼は、管理者のみが行えるものとします。</u></p> <p><u>(エ) 依頼データの上限件数は、当行所定の件数とします。</u></p> <p><u>(オ) 契約者は、確認依頼から正午の受付締切りまで (取扱状況が「受付中」の場合)、確認依頼を取消できるものとします。</u></p> <p><u>イ. 取扱手数料</u></p> <p><u>一括口座確認サービスのご利用にあたっては、当行所定の手数料の合計額およびこれに係る消費税等相当額をお支払いいただきます。</u></p> <p><u>なお、取扱件数に係る手数料については、確認件数 1 件ごとの手数料とします。</u></p> <p><u>ウ. 一括口座確認サービスの停止</u></p> <p><u>受取人口座名義の不正取得防止のため、当行は依頼データのモニタリングを行い、不正利用が明らかとなった場合は一括口座確認サービスを停止するものとします。</u></p> <p><u>(11) 承認時限</u><br/>第 21 条 (サービス利用料等)</p> <p>(2) 当行は本サービスの利用手数料について、新設あるいは改定する場合があります。ただし、実施の<u>前</u>に、当行所定の方法</p> |
|--|---|

定の方法により、その効力発生日を含め内容を掲示します。掲示された効力発生日以降にサービスを利用した場合、契約者は、その内容を異議なく承諾したものとします。契約者は、この新設、改定等に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続は後記第29条の規定を準用するものとします。

第28条 (サービス内容・規定等の変更)

- (2) 本サービスの内容および本利用規定の内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は契約者が負担するものとします。
- (3) 本サービスの内容および本利用規定を変更した場合は、その変更内容を前記23条の通知方法により周知します。

(新設)

により、その効力発生日を含め内容を掲示します。掲示された効力発生日以降にサービスを利用した場合、契約者は、その内容を異議なく承諾したものとします。契約者は、この新設、改定等に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続は後記第30条の規定を準用するものとします。

第28条 (サービス内容・規定の変更)

- (2) 本サービスの内容は、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。
- (3) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (4) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。